

1年生の生徒・保護者のみなさま

市立札幌新川高等学校

校長 宮田 佳幸

高等学校等就学支援金・授業料について

入学時に手続きされた高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」)の受給資格認定申請の **審査結果** (令和7年4月～6月分)と **申請** (令和7年7月～令和8年6月分)について、お知らせいたします。

4月～6月分が「認定」となり、申請時に「個人番号」入力された方以外、**全員7月22日(火)までに『e-Shien』システム上での操作が必要**となっております。審査結果等によって、手続方法が異なりますので、2枚目の手続きフローチャートに従って必ず手続きをお願いいたします。

◇『e-Shien』システムログイン方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム『e-Shien』

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



※←QRコードを読み込むか
URLを直接入力してください。

※ログインID・パスワードは入学時にお渡しした「ログインID通知書」に記載しています。紛失等でお手元に無い場合は、再発行いたしますので
事務室(☎011-761-6111)へ御連絡ください。マイナンバーの利用やオンラインでの申請ができない方も御連絡ください。

※操作方法等は、「申請者向け利用マニュアル」を御参照ください。(本校ホームページや文部科学省ホームページに掲載)

1 審査結果(令和7年4月～6月分)について

『e-Shien』システムにログインし、各自で審査結果を御確認いただき、下記を御覧ください。なお、7/4に「すぐー」で御連絡しましたが、「高校生等臨時支援金」の制度により『e-Shien』上で表示される審査結果の認否に関わらず、全員授業料の納入は不要となります。

認定 となった方

認定・支給の内容は下記のとおりです。

認定・支給の内容

- ① 認定期間 ・**令和7年4月～令和7年6月**(就学支援金の認定サイクルは「7月～翌年6月」が基本となっているため、令和7年7月以降は別途審査が必要です。)
- ② 支給予定額・29,700円(令和7年4～6月分 各9,900円)※各月の初日に在籍している場合に限る。
- ③ 支給方法 ・就学支援金支給者(北海道教育委員会)からあなたに支給される就学支援金は、学校設置者である札幌市が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。
- ④ 留意事項 ・支給予定額は、支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況により変更となる場合があります。この場合において、支給予定額が減額となるときは、所属する学校に変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。また、高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を複数受け取った場合には、支給手続きを再確認する必要がありますので、担当まで連絡してください。

不認定(所得制限) となった方

不認定となった方については、生徒様を通じて「不認定通知書」をお渡ししております。また、令和7年7月分以降の「受給資格認定申請」と「高校生等臨時支援金」の申請を必ず行ってください。この手続きを完了させることにより、授業料が無償化されます。

2 令和7年7月分以降の手續について

『e-Shien』システムにログイン(1枚目参照)し、下記のとおり各自手續きを行ってください。

★4月～6月分が「認定」となり、申請時に「個人番号」入力された方は、手續不要です。

《高等学校等就学支援金 手續きフローチャート》

下記のとおり入学時の申請方法により、手續が異なります。

(1) 認定 となった方

○「マイナポータル」を利用して申請した方

⇒ 「**保護者等情報変更届出**」と「**臨時支援金申請**」
を行ってください。

★マニュアル 変更手續編 参照

★マニュアル 臨時支援金申請編 参照 → マニュアルは、本校 HP に掲載
前回同様、マイナポータルを利用し、自己情報を取得・登録後、
臨時支援金の登録も行ってください(「個人番号」入力に切り替
えても構いません)。「継続届出」から申請を行う(選択する)こと
ができない状態となっていますので、「**保護者等情報変更届出**」
から、申請手續を行ってください(マニュアル 変更手續編参照)。前
回申請時より保護者情報等に変更(追加・削除・課税地の変更)
のある方は、あわせて変更を行ってください。

○保護者全員「個人番号」を入力した方

⇒ 「**手續不要**」です

「個人番号」入力した方については、学校側で申請作業を行
いますので、手續不要です(『e-Shien』上に学校側で操作した
履歴が残りますが、特段問題ありません)。

また、前回申請時より保護者情報等に変更(追加・削除・課税
地の変更)のある方は、学校までご連絡ください。

(2) 不認定 となった方

⇒ 「**受給資格認定申請**」と「**臨時支援金申請**」

を行ってください。

★マニュアル 新規申請編 参照

★マニュアル 臨時支援金申請編 参照 → マニュアルは、本校 HP に掲載
入学時と同様に、新規申請手續きをしていただきます。
その後、臨時支援金の登録も行ってください。

※臨時支援金を辞退される場合は、担当までご連絡ください。

各申請手續マニュアル



【マニュアル 変更手續編】



【マニュアル 新規申請編】

手續(操作)締切

7月22日(火)まで

御不明な点や御相談などあり
ましたら下記担当者まで御連
絡ください。

市立札幌新川高等学校 事務室
担当 遠藤 ☎011-761-6111